

任期付職員の募集について

さいたま地方検察庁では、任期付職員（育休代替）の募集をしています。
概要は以下のとおりです。

1 任期及び勤務を要する日

令和8年5月29日から令和8年9月30日まで

※始期及び終期については、前後する可能性あり（応相談）。

毎週月曜日から金曜日（ただし、休日及び祝日は勤務を要しない。）

2 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までは休憩時間）

3 勤務場所

さいたま地方検察庁 さいたま市浦和区高砂3-16-58

（最寄り駅 JR「浦和駅」徒歩約13分、JR「中浦和駅」徒歩約15分）

4 業務内容

一般行政事務補助

郵便物の受発送、コピー、書類作成、電話対応、来庁者対応、各帳簿への記入と集計、パソコンによる入力、帳票類の作成等、書類遞付

5 基本給等

採用時の俸給月額（基本給に相当）は、行政職（一）俸給表1級1号俸（行政職（一）俸給表初任給基準表の「その他」の区分）を基礎として、採用者が職務経験等を有する場合はその職務経験年数等を踏まえた経験年数と同程度の経験年数を有する当庁の職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。

（例） 行政職（一）俸給表初任給基準表の「その他」区分の適用を受ける1年未満の経験年数を有する場合の俸給額（地域手当を含む。） 221,254円

行政職（一）俸給表初任給基準表の「その他」区分の適用を受ける19年程度の経験年数を有する場合の俸給額（地域手当を含む。） 292,331円

なお、上記のほか、要件に該当する場合、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

6 応募資格

以下いずれかに該当する方は応募できませんので、御了承ください。

- ・日本国籍を有しない者
- ・国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

7 申込方法

電話連絡の上、履歴書（顔写真添付）及び職務経歴書を送付願います。

8 申込み、問合せ先

さいたま地方検察庁事務局人事課人事第一係

TEL 048-863-2221（内線219、287）



さいたま地検広報キャラクター

しらこばちゃん